



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年1月9日火曜日 第1825号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	1
施術機関の指定.....	1
指定医療機関廃止の届出.....	1
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	1
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	2
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	2
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	2
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	3
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	3
土地改良事業の計画の変更の認可.....	4
市営土地改良事業の施行の同意(2件).....	4
町営土地改良事業の施行の同意(3件).....	4
新たな土地改良事業の施行の認可(2件).....	4
保安林の指定の解除.....	4
建設業者の許可の取消し.....	4
道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線).....	5
道路の区域変更(一般国道194号).....	5
開発行為に関する工事の完了(2件).....	6

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 6

選挙管理委員会告示

不在者投票ができる施設の名称の変更..... 6

告 示

○愛媛県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成19年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
かとう耳鼻咽喉科	加藤 崇	今治市常盤町七丁目1-10	平成18年12月20日

○愛媛県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成19年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関(居宅介護事業者)の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
大久保 忠 教	喜多郡内子町小田82番地	小田歯科診療所	喜多郡内子町小田82番地	平成18年10月1日
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	株式会社クリーンテック訪問介護サービス	四国中央市中之庄町621番地1	平成18年11月2日

林 歯 科 医 院	藤 枝 晃	今治市旭町三丁目1-1	平成18年10月27日
丹 歯 科 医 院	高 橋 千 昭	今治市黄金町三丁目4-1	平成18年10月28日
こまち調剤薬局	有限会社 エクスプレス	今治市南日吉町二丁目3番地36号	平成18年12月1日
キッズクリニック クパバ	福 崎 良	西条市周布486-3	平成18年12月1日

○愛媛県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成19年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
南予接骨院	和 氣 保 典	大洲市徳森2264-6	平成18年12月1日

○愛媛県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成19年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
林 歯 科 医 院	林 政 則	今治市旭町三丁目1-1	平成18年10月27日
丹 歯 科 医 院	丹 昭 三	今治市黄金町三丁目4-1	平成18年10月28日

山 口 康 男	四国中央市三島宮川四丁目1 - 14	山口クリニック	四国中央市川之江町1640 - 1	平成18年10月25日
財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	財団法人正光会デイサービス センター輝	今治市高市甲474番地 2	平成18年12月 1日
合同会社土橋	新居浜市土橋一丁目 3 番30号	ひろ	新居浜市土橋一丁目 3 番30号	平成18年12月 1日

○愛媛県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
大久保 忠 教	喜多郡内子町小田82番地	小田歯科診療所	喜多郡内子町小田82番地	平成18年10月 1日
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地 9	株式会社クリーンテック訪問 介護サービス	四国中央市中之庄町621番地 1	平成18年11月 2日
山 口 康 男	四国中央市三島宮川四丁目1 - 14	山口クリニック	四国中央市川之江町1640 - 1	平成18年10月25日

○愛媛県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	居宅介護支援事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社ベルワイド	八幡浜市字新町272番 1	おるde新町居宅介護支援事 業所	八幡浜市字新町272番 1	平成18年11月 1日
医療法人忍風会	大洲市徳森1512番地 1	指定居宅介護支援事業所長浜 ひまわり	大洲市柴甲1422番地 3	平成18年11月14日
医療法人慶尚会	四国中央市土居町無崎253番地 の1	居宅介護支援事業所けいこう	四国中央市土居町無崎253番地 の1	平成18年11月 6日
合同会社土橋	新居浜市土橋一丁目 3 番30号	ひろ	新居浜市土橋一丁目 3 番30号	平成18年12月 1日

○愛媛県告示第7号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）
第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に
基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産
業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新
居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ新居浜店
新居浜市上泉町甲1996 - 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに
法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ
香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 芳彦
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び
住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルナカ

- 香川県高松市円座町1001番地
代表取締役 中山 芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年 8月12日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,000平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
500台
- イ 駐輪場の収容台数
256台
- ウ 荷さばき施設の面積
225.3平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
120.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時40分から午前0時20分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

- 出入口 4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成18年12月11日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ヒマラヤ松山店	松山市衣山1丁目16番外	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後8時	午後9時30分	平成19年1月12日	平成18年12月18日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時30分から午後8時30分	午前9時30分から午後10時		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同

法第18条第16項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	川 井 又 一 郎	宇和島市三浦西2372番地

○愛媛県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、松山市居相土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成18年12月21日認可した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・明石地区）の施行に平成18年12月22日同意した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、宇和島市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・土居中地区）の施行に平成18年12月22日同意した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東古泉地区）の施行に平成18年12月22日同意した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第14号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に

○愛媛県告示第19号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 13)第1656号	平成13年 12月 1日	峯建設工業(株)	峯 和夫	大洲市田口甲34 - 2	平成18年 11月 1日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

より、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・夫婦泉（徳丸）地区）の施行に平成18年12月22日同意した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第15号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳丸地区）の施行に平成18年12月22日同意した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中洲地区）の施行を平成18年12月22日認可した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長野地区）の施行を平成18年12月22日認可した。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八幡浜市郷 8 番耕地 210 の 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため

(般 - 14) 第2072号	平成14年 11月28日	四国電業(株)	寺町 久徳	今治市別宮町2 - 2 - 1	平成18年 11月 2日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第2921号	平成17年 3月 7日	明成建設(株)	中川 健	新居浜市土橋 1 - 1 - 26	平成18年 11月 6日	土工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第14353号	平成16年 10月12日	(株)コーシンコンストラク ション	福枿 浩司	伊予郡松前町大字浜775 - 1	平成18年 11月 6日	土工事業 大工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第493号	平成14年 1月 8日	西原建設(株)	西原 真男	四国中央市寒川町3380	平成18年 11月 9日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 14) 第10675号	平成14年 10月29日	阿部工務店	阿部 正	西宇和郡伊方町串2086	平成18年 11月14日	建築工事業 大工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(般 - 14) 第11790号	平成14年 12月 9日	竹田海事工業	竹田 良雄	西条市三津屋東27 - 10	平成18年 11月14日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(特 - 13) 第1465号	平成13年 12月 1日	橋本建設(株)	橋本 秋義	伊予市上三谷 6 - 2	平成18年 11月16日	土工事業	建設業の廃止
(般 - 17) 第11888号	平成17年 4月17日	東洋コンクリート工業(株)	石川 裕也	四国中央市上分町790 - 8	平成18年 11月16日	土工事業 とび・土工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第13767号	平成14年 7月 8日	渡辺プラスチック造船(有)	渡邊 英憲	宇和島市津島町岩松733	平成18年 11月16日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第14908号	平成14年 1月30日	田坂産業	田坂 建二	新居浜市光明寺 1 甲369 - 2	平成18年 11月16日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 17) 第15729号	平成17年 4月19日	南田園芸	南田都志美	松山市鴨川 1 - 2 - 24	平成18年 11月20日	造園工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第1864号	平成14年 10月30日	池田電機(株)	越智 照	松山市古川北 1 - 18 - 25	平成18年 11月22日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 15) 第14212号	平成16年 3月 2日	箱崎開発(株)	榎本佐喜雄	松山市溝辺町820 - 1	平成18年 11月24日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第8081号	平成14年 1月14日	沖建設	沖 敏	喜多郡内子町城廻 7	平成18年 11月30日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第10366号	平成13年 11月30日	村上電業(株)	村上 道正	伊予市下三谷2477 - 1	平成18年 11月30日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第20号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市古川字西局乙110番 4 から 同字乙169番 2 まで	旧	メートル 11.0 ~ 16.0	キロメートル 0.203	
			新	13.0 ~ 16.0	0.203	
"	"	西条市古川字西局乙181番13から 同字乙181番15まで	旧	20.4 ~ 31.8	0.075	
			新	29.6 ~ 32.6	0.075	

○愛媛県告示第21号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 1月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	194号	西条市荒川下分2号210番1地先から 同市荒川下分2号234番1地先まで	旧	メートル 9 3 ~ 34. 0 13 5 ~ 50. 0	キロメートル 0. 405 0. 320	
			新	13 5 ~ 50. 0	0. 320	

○愛媛県告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第45号 平成18年12月15日	伊予郡松前町大字中川原字新開167番1	松山市南久米町365 藤田常和

○愛媛県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第46号 平成18年12月22日	伊予郡松前町大字筒井字北内開305番	香川県高松市林町2217番地10 株式会社穴吹ミサワホーム 代表取締役 嶋津哲
18松局建（開）第47号 平成18年12月25日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛136番5	伊予郡松前町大字昌農内229番地6 角田榮

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年1月9日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年12月18日	特定非営利活動法人 三瓶まんぼう会	菅波章	西予市三瓶町朝立1番耕地548番地 2みかめ本館内	海のアイドル「マンボウ」とのふれあいを通すことにより、子どもから大人まですべての人が癒され、豊かな人間性を創造し、観光客や西予市内外の人に足を運んで頂き、イベントやマリッジジャーを楽しむことにより、西予市の活性化を図り、まちづくりに寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、町立吉田総合病院及び町立津島病院について、次のとおり名称の変更があった。

平成19年1月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の種 類	施設の名称		所 在 地
病院	新	宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217番地
	旧	町立吉田総合病院	

病院	新	宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地
	旧	町立津島病院	